

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和5年2月17日 午後 3時00分

2 閉 会 令和5年2月17日 午後 5時00分

3 場 所 総合福祉センター2階 教養研修室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	大 山 敬 子
委 員	剣 持 江利奈

5 会議に出席した者

教育部長	加治佐 一 晃
教育部参事兼こども夢づくり課長	
	林 直 方
学校教育課長	在 間 恭 子
学校教育課主幹	難 波 昭 彦
地食べ学校給食センターえがお所長	
	松 久 茂 喜
生涯学習課長	小 原 純
教育総務課長	浅 野 竜 治
教育総務課長補佐	高 谷 直 樹

6 会議録署名委員

久 山 延 司	児 島 塊太郎
---------	---------

7 付議事件

議案第2号	令和4年度一般会計補正予算（第11号）について	原案可決
議案第3号	令和5年度総社市一般会計当初予算について	原案可決
議案第4号	総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正について	原案可決
議案第5号	総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について	原案可決
議案第6号	総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第7号	総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第8号	総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第9号	総社市こども夢応援藤井基金条例の制定について	原案可決
議案第10号	総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	原案可決
議案第11号	総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正について	原案可決
承認第1号	校長の勤務評価について	原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後2時00分】

久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、議案10件、承認1件が付議されております。なお、審議の都合により、承認第1号については本日の日程の最後に審議したいと思いますので、ご了承願います。

では、まず、会議録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、私のほか、出席委員中、児島委員にお願いいたします。

それでは、議案第2号「令和4年度一般会計補正予算（第11号）について」事務局から説明願います。

在間学校教育課長 それでは、議案第2号「令和4年度一般会計補正予算（第11号）について」ご説明いたします。1ページをご覧ください。まず、学校教育課分についてでございます。歳入ですが、207万4千円の増額は、総社小学校区放課後児童クラブ移転新築における事業費の確定見込みによるものでございます。1,288万4千円は総社小学校区放課後児童クラブ移転新築事業において県の補助金の交付決定を受けて計上するものでございます。940万円の減額は、総社小学校区放課後児童クラブ移転新築における県補助金の交付及び事業費の確定見込みによるものでございます。学校教育課分については以上です。

林こども夢づくり課長 それでは、こども夢づくり課分についてご説明いたします。1ページの一番下の歳出をご覧ください。児童措置費/私立保育所等運営委託事業/委託料の3,000万円でございますが、こちらは保育所等に係る公定価格の増額改定に伴って私立保育所の運営委託料が不足するために増額するものでございます。歳入について説明いたします。国庫支出金/県支出金は、歳出で説明いたしました私立保育所等運営委託事業に伴う国・県からの支出金でございます。寄附金につきましては議案第9号でご審議いただきます、総社市子ども夢応援藤井基金の原資となる藤井秀昭様のご遺族からの寄附金でございます。以上でございます。

小原生涯学習課長 引き続きまして図書館関係の予算についてご説明いたします。まず歳出でございますが、教育費/社会教育費/図書館費/図書館管理運営経費222万1千円の減額につきましては、本年度において専任の図書館長を任用できなかったことにより失効となった図書館長の人件費等を減額するものでございます。次に歳入でございますが、諸収入/雑入/雑入5千円の減額につきましては、歳出で減額をいたしました図書館長の人件費に係る雇用保険料本人負担分でございます。以上でございます。

久山教育長 ただいま事務局から説明がありました議案第2号について、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

（質疑なし）

久山教育長 それでは議案第2号については可決してよろしいか。

（異議なし）

久山教育長 ありがとうございます。

次に、議案第3号「令和5年度総社市一般会計当初予算について」事務局から説明願いま

す。

浅野教育総務課長 それでは議案第3号「令和5年度総社市一般会計当初予算について」ご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。まず、令和5年度当初予算一般会計の総額見込みですけれども、令和5年度304億2千万円でございます。前年度に比べまして1億7千万円の増、率にして0.6%増加し、2年連続で過去最大の予算規模での編成となっております。これは全体では主に新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費など大きく減少するものがある一方、新庁舎建設に係る大型事業の経費やエネルギー原材料価格の上昇などの需要が増加したことが要因として挙げられます。この内、教育費に係る予算規模については対前年比で約2億円、民生費（教育委員会分）が約3億4千万円とそれぞれ増えており、全体予算の伸び率に加えて記載のとおり大きな伸び率となっております。現状では例年並みの予算は確保できるのではないかというような状況でございます。具体的説明は後程各課から説明させていただきますけれども予算規模が大きくなった一番の要因が、教育費では一番は幼稚園給食の開始に係る準備が主なものでございます。民生費では私立保育所の施設整備に係る助成が主なものでございます。当初予算につきましては今月28日開会の令和5年2月の定例市議会において審議されまして、最終の議決を経て確定する運びとなっている状況でございます。

それでは5ページをお開きください。最初に教育総務課分の予算につきまして順次説明させていただきます。まず、歳出から説明させていただきます。教育委員会経費につきましては教育委員会に要する経費で、教育長を除く委員4名の報酬が主なもので、事務局費は教育委員会事務局における事務的諸経費のほか、各学校で創意工夫の上教育活動に取り組んでいただくための学校自由枠交付金が主なものでございます。教育振興費につきましては、通学路へ設置した防犯カメラの管理経費、また義務教育学校準備経費として、維新小学校・維新幼稚園の跡地利活用についての方策を検討するための経費を計上しております。次に小学校費/学校管理費の内、小学校一般経費につきましては会計年度任用職員（主には業務員）の人件費、それから消耗品費、電算機器などの借り上げ料、庁用器具費などの経費が主なものでございます。その下の小学校施設維持管理経費につきましては、光熱水費、施設修繕、建物警備委託などの小学校の維持管理的な経費が主なものでございます。その下の平成30年7月豪雨災害復興事業では、災害時に避難所となる学校屋内運動場にバリアフリートイレを設置していくための経費でございます。次に教育費/教育振興費/教育扶助費については、一定以下の所得の世帯に対して、給食費等の助成を行う就学援助費でございます。続きまして6ページをご覧ください。中学校費/学校管理費の内、中学校一般経費につきましては会計年度任用職員に係る人件費、消耗品費、電算機器などの借り上げ料、庁用器具などの経費が主なもので、施設維持管理経費につきましては光熱水費、施設修繕、建物警備委託料などの中学校の維持管理的な経費が主なものでございます。教育振興費/教育扶助費につきましては、一定以下の所得の世帯に対して給食費等の助成を行う中学校の就学援助費でございます。次に幼稚園費の内、幼稚園一般経費につきましては、会計年度任用職員の報

酬、各幼稚園で使用します消耗品ですとか備品購入費などが主なものでございます。幼稚園施設維持管理経費につきましては、光熱水費、施設修繕、建物警備委託料などの幼稚園の維持管理的な経費が主なものでございます。続きまして、社会教育費/社会教育総務費でございますが、社会教育一般事務経費といたしまして、総社市人権教育推進協議会への補助金、人権教育推進事業では巡回ふれあい講演会等の講師謝礼、人権作文・標語の募集に伴う入賞者の賞品など。また、人権教育研修講座開設事業では人権教育指導者育成講座等の講師謝礼、参加される方のお子様の託児謝礼などの経費でございます。次に教育集会所事業といたしまして、長良文化センター・中原会館の館長2人の報酬、運営委員の報酬、その他光熱水費、施設修繕、建物警備委託料など維持管理的な経費が主なものでございます。次に保健体育費/学校給食費/学校給食費公会計事業でございますが、教職員の負担軽減、給食費の透明性のため、令和4年4月から実施しました公会計化事業に伴う必要経費でございます。会計年度任用職員に係る人件費、消耗品費、コンビニやクレジットでの納付に係る手数料が主なものでございます。歳入について説明させていただきますので5ページの上の表をご覧ください。主なものになりますが、款として国庫支出金/国庫補助金/教育費国庫補助金の特別支援教育及び就学援助に係る補助金。そして諸収入としましては、全体で3億8,389万円を計上しております。内、学校給食費実費徴収金、臨時喫食者分も含めてですが、内、3億8,337万1千円を見込んでおります。市債/教育債につきましては、先ほどご説明させていただきました復興事業による屋内運動場にバリアフリートイレ整備の財源に、緊急防災・減災事業債を充当しようとするものでございます。教育総務課分は以上でございます。

在間学校教育課長 続きまして学校教育課分についてご説明いたします。まず7ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。都市児童健全育成事業、これは放課後児童クラブに対する指定管理委託料が主なものでございます。続きまして教育研修所経費については、認定こども園・幼稚園・小中学校の研究指定や研究所の班別研修に係る講師謝礼などの費用でございます。学校教育一般事務経費は学校教育の推進に係る経費で、学校教育課内の会計年度任用職員、また部活動指導員の人件費や教職員健康診断手数料、外国語指導助手派遣委託料が主なものでございます。人材養成事業は海外ホームステイ事業の引率者料やチャレンジワークに係る保険料が主なものでございます。学校適応促進事業、これは児童生徒の学校への適応促進を目的に生徒指導・教育相談体制の充実を図るもので、教育支援センター（ふれあい教室）の会計年度任用職員の人件費や活動経費、また、だれもが行きたくなる学校づくり研修会の講師報償費が主なものでございます。学校図書整備事業につきましては、故 浅野裕宜様からの御寄附を基金化し、毎年幼稚園や学校に配分して図書整備に活用しているものでございます。続きまして学校力向上教員加配事業については、特別支援教育講師など会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。補充学習サポート事業につきましては、朝学習や放課後に補充的な学習などを実施するもので指導員であったり支援員の報償費が主なものでございます。昭和地区等英語教育推進事業につきましては、昭和地区及び山田幼稚園・池田地区・新本地区を含む教育特区の英語教育推進に係るもので、教科

指導講師などの人件費、海外ホームステイ引率旅費、外国語指導助手派遣委託料が主なものでございます。次のページをご覧ください。不登校対策実践研究事業につきましては、不登校対策として県の登校支援員配置事業に係るもので、登校支援員の人件費、また引きこもり支援対策として派遣登校支援員の報償費が主なものでございます。情緒障がい通級指導教室推進事業につきましては、特別支援教育推進センターきらりの特別教育支援員などの人件費、通級指導に係る消耗品、備品購入費等の経費が主なものでございます。通学路整備事業につきましては、横田俊平氏からの寄附金を原資とした基金を活用し、通学路の安全を確保するため、標識などを設置するものでございます。小学校一般経費につきましては、学校図書館司書の人件費や学校医などの報酬、児童保健調査票等の印刷代が主なものでございます。小学校教育振興経費につきましては、教育用教材の消耗品費のほか水泳記録会などのバス借上料、教材に使用する肖像権等の著作権使用料が主なものでございます。中学校一般経費については、学校図書館司書の人件費や学校医等の報酬、健康観察記録簿等の印刷代が主なものでございます。中学校教育振興経費につきましては、教育用教材の消耗品費のほか教材に使用する肖像権等の著作権使用料、部活動における中国大会以上の大会に出場する経費の助成金が主なものでございます。歳出については以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページにお戻りください。7,083万3千円は、放課後児童クラブ委託料における国の補助金でございます。60万円は小中学校の理科教育の充実を図るための施設整備に係る補助金です。7,083万3千円は、放課後児童クラブ委託料における県の補助金でございます。2,042万7千円は、基幹統計調査交付金のほか、小1グッドスタート支援事業、教師業務アシスタント配置事業、部活動指導員配置事業に係る補助金で、各事業の補助率は記載のとおりでございます。866万3千円は、主体的な学びの基盤づくり事業、登校支援員配置事業における委託金で、県が全額負担するものです。357万3千円は記載のとおりでございます。

続いて15ページをご覧ください。令和5年度当初予算 債務負担行為の学校教育課分についてご説明いたします。都市児童健全育成事業の中の総社中央小学校区、総社北小学校区、昭和・維新小学校区につきましては児童数の増加に伴うものです。阿曾小学校区と総社西小学校区につきましては障がい児加算などを追加したものに伴うものでございます。清音小学校区につきましては支援単位を1支援増やすことに伴い増額となることから、各小学校区について追加で債務負担行為を設定するものでございます。学校教育課分については以上でございます。

松久地食べ学校給食センターえがお所長 続きまして、地食べ学校給食センターえがお関係分についてご説明いたします。8ページをご覧ください。この費目は市内の小中学校19校に加え、今年4月から開始予定の幼稚園16園に給食を提供するための管理運営経費でございます。歳出からご説明いたします。教育費/保健体育費/学校給食費/学校給食調理場管理運営経費につきましては、6億8,727万4千円を計上いたしております。内容といたしましては、調理員や事務職員の人件費、給食センターで使用する食器用洗剤や薬品等の

消耗品費，電気水道代，給食搬送委託料，小中学校・幼稚園用の賄材料費が主なものでございます。次に歳入についてであります，調理員や事務職員の雇用保険料本人負担分37万8千円が主なものであります。

続きまして15ページをご覧ください。債務負担行為の地食べ学校給食センターえがお関係分についてご説明いたします。一番下の学校給食用賄材料経費についてであります。令和6年度で使用する幼稚園・小中学校用賄材料費の一部について，食材の発注時期や納期の関係から令和5年度中に購入契約を締結する必要があるため2億3,700万円を限度額として債務負担行為を設定しようとするものでございます。以上でございます。

林こども夢づくり課長 それではこども夢づくり課分についてご説明しますので9ページ・10ページをご覧ください。まず，歳出から説明いたしますので10ページをご覧ください。民生費/児童福祉費/児童福祉総務費/私立保育所助成事業1億1,869万円でございますが，備考欄に記載のとおり，私立保育所に対する補助金が主なものでございます。私立保育所等施設整備助成事業2億9,436万3千円につきましては，山手保育園が令和6年4月を目途に定員を90人から120人とした認定こども園化する予定になっています。その移転新築する施設整備への補助金でございます。次に児童措置費/私立保育所等運営委託事業20億8,355万1千円は，市内私立保育所12園の運営委託料と中央保育所の指定管理委託料，山手保健センターで行っている休日保育の運営委託料でございます。障害児施設通所費等支給事業5億2,027万3千円は，児童発達支援や放課後等デイサービスの施設通所などを利用する支援を行うための経費でございます。幼児教育・保育無償化関連経費3,668万5千円は，会計年度任用職員1名の人件費と認可外保育施設等を利用する際の利用者負担額を償還払いする経費でございます。次に児童福祉施設費/保育所等管理経費3,298万6千円は，保育コンシェルジュ1名の人件費，年間7万円を支給する保育士支援金などが主なものでございます。児童発達支援センター運営経費571万4千円は，はばたき園の指定管理委託料が主なものでございます。少子化対策費/地域子育て支援拠点事業4,199万円は，地域子育て支援センターをするための委託料でございます。次に，教育費/幼稚園費/幼稚園一般経費2億496万5千円は，会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。幼児教育・保育無償化関連経費102万4千円は，市外の幼稚園が実施する預かり保育等を利用する際の利用者の負担額を償還払いする経費でございます。

続きまして歳入についてご説明しますので9ページにお戻りください。分担金及び負担金の内，民生費負担金は保育所保育料の徴収金で教育費負担金は市外在住で総社市内の幼稚園を利用する人の給付金の負担金でございます。次の使用料及び手数料は記載のとおりでございます。国庫支出金につきましては，こちらも記載のとおりでございますけれども，障害児施設通所費や保育所等の給付交付金を国が2分の1負担するもの，また，先ほど説明いたしました山手保育園の認定こども園化に伴う保育所等整備交付金が主なもので，県支出金につきましても記載のとおりでございますが，障害児施設通所費や保育給付費を県が4分の1負担するものが主なものでございます。諸収入/雑入の主なものは，認定こども園

や幼稚園児の副食費でございます。

それでは、きよね認定こども園の説明をいたしますので11ページをお開きください。歳出からご説明いたします。1億652万3千円の主なものは、会計年度任用職員の人件費と賄材料費でございます。歳入につきましては記載のとおりでございます。

今度は、いじりの認定こども園でございます。歳出、1億366万9千円はきよね認定こども園と同様に会計年度任用職員の人件費と賄材料費が主なものでございます。歳入につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

小原生涯学習課長 引き続きまして生涯学習課関連の予算についてご説明をいたしますので12ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。まず教育費/社会教育費/社会教育総務費でございますが、この費目は社会教育関係団体への補助金、イベントの開催経費、施設の管理委託費等を計上いたしております。まず、社会教育一般事務経費537万3千円は、社会教育活動の推進に係る経費でございます。社会教育指導員・社会教育委員の報酬をはじめ婦人協議会やこども会連合会等に対する補助金が主なものでございます。次に、二十歳の集い経費249万7千円は、「二十歳の集い」開催に係る経費でございます。二十歳の方々への記念品やイベントの謝礼、会場警備費等でございます。なお、令和6年度につきましては、市庁舎の建て替え工事のため周辺駐車場の不足が懸念されることから、送迎バスの運行も想定してバスの借上料も計上いたしております。次に、生涯学習のまちづくり推進事業392万円は主にイベントの開催に係る経費でございます。わくわくフェスティバル・ふれあいウオーラリー・学びの教室の開催に係る経費を計上いたしております。次に、水辺の楽校維持管理事業638万9千円でございますが、水辺の楽校の維持管理を指定管理者に委託するための指定管理委託料でございます。次に、社会教育施設維持管理経費619万8千円でございますが、きよね夢てらすの維持管理を指定管理者に委託するための指定管理委託料でございます。次に、地域学校協働本部事業51万円は、登下校の見守りや学校の環境整備に必要な消耗品等の経費でございます。放課後子ども教室推進事業359万2千円は、放課後子ども教室のスタッフへの謝礼や災害保険料が主なものでございます。家庭教育支援推進事業18万9千円は、岡山県が推奨する親育ち応援学習プログラムを活用した家庭教育を支援するための研修会の開催経費でございます。地域部活動推進事業1,401万3千円は、令和5年度から新たに予算化する事業でございます。中学校の休日部活動を地域移行するための経費として、部活動支援員報酬や災害保険料、また中学校間の生徒を輸送するためのバス借上料等を計上いたしております。次に、青少年育成センター費1,263万9千円でございます。この費目は、青少年育成センターの運営に係る経費でございます。補導活動や相談業務を行っていただく補導委員の人件費や関係団体への負担金が主なものでございます。

続いて歳入でございます。使用料及び手数料/使用料/教育使用料の16万5千円は、公民館敷地への電柱敷・電話ボックス敷の使用料及び旧清音公民館用地の駐車場借地料でございます。県支出金/県補助金/教育費県補助金266万7千円は、おかやま子ども応援事業の

実施に係る補助金でございます。補助率は対象事業費の3分の2でございます。諸収入/雑入/雑入8万6千円は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分と吉備の里ふれあいウォークラリーの参加者の負担金でございます。

続きまして13ページをご覧ください。公民館の予算でございます。歳出からご説明いたします。教育費/社会教育費/公民館費、トータル9,348万3千円は6つの地区館と21の分館の管理・運営に係る経費でございます。館ごとの予算は資料に記載のとおりでございます。なお、令和5年度におきましては、電気料金の高騰によりいずれの館においても光熱水費が約1.4倍ほどとなっておりますため、施設予算を総じて増額となっている状況でございます。続いて歳入でございます。使用料及び手数料/使用料/教育使用料161万5千円は、公民館貸館事業に伴う施設使用料でございます。同款/手数料/総務手数料の1千円は、修繕等の際に業者に対して発行する工事証明の手数料でございます。諸収入/雑入/雑入12万7千円は、会計年度任用職員に係る雇用保険料本人負担分が主なものでございます。

続きまして14ページ、図書館関係の予算でございます。歳出からご説明いたします。教育費/社会教育費/視聴覚ライブラリー費3万円は、社会教育における視聴覚教育を推進するための経費で、啓発用DVDの購入費でございます。次に同款/同項/図書館費でございます。まず、図書館管理運営経費5,177万6千円は、図書館の管理・運営に係る経費でございます。施設の管理費や講座の講師謝礼、書籍の購入費が主なものでございます。なお、令和5年度では1階開架室の照明をLED化するための経費も計上いたしております。次にOA化処理経費975万5千円は、図書館理システムの運用に係る経費でございます。システム機器の借上料や保守委託料等でございます。次にブックスタート事業46万5千円は、絵本を介した親子の触れ合いを促す事業でございます。4か月児健診の機会を捉えて絵本を1冊プレゼントするとともに読み聞かせのアドバイスを行うための経費でございます。次に、子ども読書活動推進事業16万9千円は、子どもの読書活動を推進していくための経費でございます。読書感想文講座の講師謝礼・感想文コンクールの審査員謝礼が主なものでございます。続いて歳入でございます。使用料及び手数料/使用料/教育使用料1千円は、図書館施設使用料でございます。同款/手数料/教育手数料6万5千円は、図書館資料の複写に係る図書複写手数料が主なものでございます。諸収入/雑入/雑入の10万3千円は、会計年度任用職員に係る雇用保険料本人負担分でございます。雑誌スポンサー広告料3万円は、自主財源確保のため、雑誌のカバーにスポンサー広告を募集しているものでございまして、年額1万円の3社分となっております。以上でございます。

浅野教育総務課長 15ページの債務負担行為、教育総務課分の説明をさせていただきます。車両借上料ですが、これは教育長車になりますが、期間を令和5年度から令和7年度まで限度額を57万8千円設定しようとするものでございます。リース期間が満了することに伴って再リースをするために設定しようとするものでございます。教育系サーバー機器等整備事業、こちらは令和5年度から令和6年度までということで、限度額1億5千万円を設定しようとするものでございます。こちらにつきましては新庁舎の建設に合わせまして

学校間とのネットワークに関わりますけれども、サーバーを更新しようとするものでございます。利便性も含めて機能強化したいということで令和5年中に契約をする必要がございますので、この度債務負担行為を設定しようとするものでございます。以上でございます。

久山教育長 それでは令和5年度の一般会計当初予算について説明がありました。ご意見やご不明な点がありましたらお願いします。

児島委員 5ページのバリアフリートイレを整備するというのは、あまり金額が大きくないので今あるトイレを整備するということですか。

浅野教育総務課長 体育館の近辺にユニット式のトイレを設置しようと考えております。中のトイレの改修となると1千万円単位のお金が掛かりますので体育館のなるべく近いところにユニット式を設置して利用していただくということで500万円で計上させていただきます。以上でございます。

児島委員 了解です。

久山教育長 他にございませんか。

剣持委員 7ページの歳出で海外ホームステイ引率旅費というの、今までずっとコロナで無かったですが令和5年は始めるということですか。

在間学校教育課長 海外ホームステイにつきましては、今、現地の学校と調整をしている状況が実はございます。受け入れがどういう状況かと思っておりますので予算としては計上させていただいております。

剣持委員 分かりました。

久山教育長 他にございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、議案第3号については、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第3号については可決しました。

次に、議案第4号「総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

高谷教育総務課長補佐 議案第4号「総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明させていただきます。17ページをご覧ください。12月の教育委員会においてお知らせしておりました「昭和五つ星学園義務教育学校」に関する条例改正です。新旧対照表をご覧ください。第1条は学校条例の改正となります。「昭和小学校」と「維新小学校」及び「昭和中学校」を再編成し、「昭和五つ星学園義務教育学校」に改正するものです。また柱文の「第29条」を「第38条」に改める箇所は、平成28年の学校教育法の改正に合わせて改正すべきものでしたが、改正漏れが分かったため、この度、改正するものです。続きまして、第2条は幼稚園条例の改正となります。「昭和幼稚園」と「維新幼稚園」の2園を再編成し「昭和五つ星学園幼稚園」に改正するものです。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。ただし、第1条の柱文の

改正については、公布の日から施行することとします。

なお、この条例改正に関連し改正が必要となる条例・規則・要綱などは、令和5年度の9月または12月開催の議会において改正する予定としております。以上です。

久山教育長 それではこの件につきまして何かご質問・ご意見はありませんか。これはこの会でお諮りして決めたものですが、これで議決を受けて正式に決定となります。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 次に議案第5号「総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について」事務局から説明願います。

在間学校教育課長 21・22ページをご覧ください。議案第5号についてでございます。この条例の改正につきましては、清音小学校区放課後児童クラブ施設の定員を変更することに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。条例の改正内容ですが22ページの改正前後表をご覧ください。第2条でございますが、清音小学校区放課後児童クラブ施設の定員を50人から85人へ変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。

久山教育長 何かこの件で質問はございませんか。

(質疑なし)

在間学校教育課長 清音小学校区放課後児童クラブについてですが、来年度の申し込みによって入れなかった子どもの数が17名おりました。そのことに伴いまして施設の中はもう一つ支援単位を増やそうと思っている和室の広い部屋があるのですが、その改修自体はフロア等ができている状況で、あとは備品とか整備をするといった状況で比較的簡単に施設を増やすことも可能でしたので、入れなかった子どもたちが多いということからこのように進めております。

久山教育長 ありがとうございます。働くお母さんが増えニーズが急激に高まっている。これは清音に限らず、常盤・中央・東小小学校など全体的ことです。

この件につきましてよろしいでしょうか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第5号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ありがとうございます。

それでは次に、議案第6号「総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」事務局から説明願います。

在間学校教育課長 23ページになります。このページも本日差し替えをさせていただいております。議案第6号についてご説明いたします。この条例の改正につきましては、児童

福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の公布等に伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。条例の改正内容ですが24ページの改正前後表をご覧ください。改正後の第8条の2でございますが、児童の安全を確保するための計画を策定し、職員等に周知するとともに、研修や訓練を行うことを明記するものでございます。25ページをご覧ください。第8条の3でございますが、放課後児童クラブが自動車を運転して、クラブ施設外で活動する場合における車内への児童の置き去りを防止するために点呼等を行うことを義務付けるものでございます。次に第14条の2でございますが、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる旨を定めるものでございます。次に第15条第2項の改正でございますが、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対して研修や訓練を定期的に行う旨を明記するものでございます。次に、附則第2項の改正でございます。令和8年3月31日までの間は、研修の受講を予定しているものについては、これを修了者とみなす経過措置を延長するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和5年4月1日から施行いたしますが、改正後の附則第2項の規定につきましては、公布の日から施行することといたしております。第2項につきましては、改正後の第8条の2の規定の適用については、経過措置を設けるといってでございます。以上です。

久山教育長 議案第6号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

三宅委員 いろいろなところで〇〇計画をとというのがありまして、それから研修等があって、厳しくなるし仕方がないのかと、していかないといけないのかと思いは持っていますので分かりました。

久山教育長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第6号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ありがとうございます。

次に、議案第7号「総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」事務局から説明願います。

林こども夢づくり課長 議案第7号の条例改正についてですが27・28ページをご覧ください。この条例改正につきましては、内閣府令において定める基準が改正されたことに伴って関係条文の整備を行おうとするものです。改正内容ですが、民法において親権者の懲戒権は削除されました。それに伴って28ページの第27条をご覧いただきたいのですが、この施設においても懲戒権をもとに体罰をしてはいけないというのを元々懲戒権が無くなったらこの条文を落とすよということですのでしております。なお、この条例は公布の日から施行す

ることといたしております。以上です。

久山教育長 議案第7号につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

これは昨年の暮れから何件も全国的に報道された体罰とか虐待とか、そういう問題を受けてということであります。

三宅委員 周知・徹底をするために研修とかはあるのですか。

林こども夢づくり課長 就学前教育研修会というのを開催し、教育長に講師をお願いいたしまして、いわゆる不適切保育でその中でも例えば懲戒を目的として行うことは絶対にしてはいけませんし、懲戒を目的としていなくてもしてはいけないということを徹底しております。また厚生労働省であれ文科省であれ、施設使用がきたら勿論配るだけではなくて一言付けて、これを中の研修で使ってくださいということにしております。さらに折を見てこういう研修会をしていこうと思います。その時に総社市の場合は県とも協力しまして認可外施設も一緒に呼んで研修をやっております。以上です。

三宅委員 ありがとうございます。

久山教育長 1月に研修会をしたのですが、幼稚園・認可保育園、認可外も声を掛けて対象としてしたので100人くらい集まってくださいましたが、全員の保育士、教諭の皆さんが集まったわけではないので繰り返し開催しなければと感じました。その1月の研修会では本当に真剣に研修を受けてくれました。

三宅委員 今回、認可のみではなくて認可外も一緒ということで、本当に今まで認可外のこと漏れていたのでもよろしくお願いします。

久山教育長 この件で他にございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第7号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 それでは可決とさせていただきます。

次に、議案第8号「総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」事務局から説明願います。

林こども夢づくり課長 議案第8号「総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。29ページから32ページをご覧ください。条例改正につきましては、厚生労働省令において定める基準が改正されたことに伴って関係条文の整備を行おうとするものでございます。条例改正の内容でございますが30ページをご覧くださいと思います。まず、条例第8条の2の安全計画の策定につきましては、利用乳幼児の安全を確保するために安全計画の策定等を行ってくださいということ。31ページをご覧くださいまして第8条の3につきましては、自動車を運行する場合の所在確認でございます。これについては、例の置き去りがあつたことを受けて自動車を運行するときは点呼等、確実に把握する方法によってしてくださいとか乗り降りする際に児童の所在確認を行ってください。また、通園用の自動車を運行するときには見落としようの

装置を装備して降車時にはしっかり所在確認してくださいということを規定しているもの
でございます。次の第11条につきましては国に合わせた整備でございます。第14条の削
除につきましては、さっき懲戒権のお話をいたしました。こちらと同じ内容でございます。
第15条の第2項の衛生管理等につきましては、先ほどの職員に対して感染症及び食中毒
の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施することを明記しようと
するなど国の改正を踏まえて改正するものでございます。32ページの附則でございま
すが、第1項では施行期日を令和5年4月1日。ただし先ほどご説明しました第14条の懲
戒権の削除につくものは4月1日ではなくて公布の日からすることとしております。そ
して第2項では、自動車運行をする場合の所在確認に関する経過措置を定めておりま
す。以上で
ございます。

久山教育長 議案第8号につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

児島委員 これは事業者に対してですか。

林子ども夢づくり課長 そうです。

久山教育長 他にございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第8号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 それでは可決とさせていただきます。

次に、議案第9号「総社市子ども夢応援藤井基金条例の制定について」事務局から説明願
います。

林子ども夢づくり課長 議案第9号「総社市子ども夢応援藤井基金条例の制定について」ご
説明申し上げます。33・34ページをご覧ください。この条例は、永年地域医療に貢献の
あった藤井秀昭さん、7月29日に83歳でお亡くなりになりました。本当にクリニックも
していただきますし、元々、泉クリニックもされて本当に凄くよくされていた方なのですが、
その方のご遺族が超寿会という社会福祉施設をされておりまして、今は娘さんが理事長に
なっております。水川さんと言われるのですがお父様の御意思、家族の御意思でまだ内容に
ついてははっきり決まっていらないのですが、子どもの夢を応援するような何か寄附をする
ので使っていただけないかということで御寄附をいただけるということでこの基金条例を
作っているものでございます。条例の34ページにつきましては、いつものように基金を設
立の旨とか積み立てとかありますけれども、こういう旨で作りますとご報告させていただ
きます。そしてこの条例は公布の日から施行となっております。以上でございます。

久山教育長 議案第9号につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

児島委員 寄附金を原資とするということは、これを元に市からの幾何かのお金がここへ
ということですか。

林子ども夢づくり課長 今回は1千万円いただくのをそのまま原資といたしまして、歳入
でご説明しましたように一旦子ども夢づくり課でもらったものを、まるまる1千万円を藤

井基金として財政課が積み立てをいたします。そして必要な時にその1千万円を取り崩して基金を使うというものでございます。

児島委員 無くなった時が終わりですか。

林こども夢づくり課長 はい。

児島委員 分かりました。

久山教育長 他にございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第9号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 それでは可決とさせていただきます。

次に、議案第10号「総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」事務局から説明願います。

林こども夢づくり課長 議案第10号「総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」ご説明いたします。35・36ページをご覧ください。この規則改正は、令和5年4月の幼稚園給食開始に伴って、こども夢づくり課の処務規則の一部を「幼稚園、保育所及び認定こども園の給食管理及び栄養指導に関すること」と改正するものでございます。以上でございます。

久山教育長 議案第10号につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

久山教育長 それでは議案第10号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 それでは可決とさせていただきます。

次に、議案第11号「総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正について」事務局から説明願います。

高谷教育総務課長補佐 議案第11号「総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正について」ご説明させていただきます。37ページをご覧ください。令和5年4月1日から、全国の地方公共団体における個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律が適用されることとなったため、本規則を公文書の開示に関する規則として改正するものです。附則としまして、この規則は令和5年4月1日から施行することとします。以上です。

久山教育長 議案第11号につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第11号について、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので可決とさせていただきます。議案についてはこれですべて終了となります。

次に何点か教育長報告をさせていただきます。まず、後から配らせていただきました「新

型コロナウイルス感染症対応 今後の方向性」という資料をご覧ください。先日新型コロナウイルスの専門家会議を開きました。これは学校関係だけではなくて市民に対してどういうふうに接していくか政府の方針も出されている中で、具体的にどうしていくかということとを協議したものです。学級閉鎖についてはインフルエンザ並みの対応が良いのではないかとというご意見が圧倒的に多かったです。これは学校医と相談して決定していきます。それからマスクの着脱ですが、基本路線としては「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」という政府の方針が出ています。ただし、例えばグループ学習とかペア学習など対面の至近距離で会話をするような場面は、やはり着用を勧めた方が良くと思い、基準を教育委員会で定めて、それを基に学校でそれぞれの教育活動で判断し、指示をしていくのが良いのではと考えています。だから、常にマスクの用意はしておくということです。これは一つ、例えば対面でないスクール形式での授業の場合は外しても良いよ、外しましょうと言ったときに外せない子どもが凄く多いのではないかと。もう3年間お互いの顔の全体像を見ていないというような状態ですので外せない子が多いのではないかと考えています。そういう中で強制はしない方向ではありますが、外すことのメリットも伝えていきたいと思ったり、顔が見えてお互いの表情が分かる中でのコミュニケーションも必要です。子どもの気持ちをしっかり聞いて受け止めていきながら時間を割いて対応していきたいと思っています。これらから卒業式については、児童生徒、教職員はマスクを外すことを基本とし、歌を歌う場面ではマスクを着用、保護者や来賓等はマスク着用するなど国の方針とそれを受けて岡山県が県立学校での対応を示しています。それに準じて進めていこうと思っています。この件で何かご意見がありましたらお願いします。

三宅委員 欧米の方ではコロナに罹った人が9割います。そして、今、罹っている人は再感染者、1回罹っただけでは終わっていません。インフルエンザと同じように何回も罹ることです。高齢者は4回5回とワクチンを打っているので軽くて風邪のような症状で終わっています。しかし、子どもは特に乳幼児は、ほとんどワクチンを打っていません、小学生も3割くらいですかね。この状態で同じようにマスクをやめなさいと言ってやめた場合に、次の波は子どもたちが主になると思います。春休みまではあまり大きな流行は無いと思いますが、その後、夏に掛けて大きな流行になるかもしれないし、ならなかったら予測が外れて嬉しいです。以上です。

久山教育長 ありがとうございます。

大山委員 今、三宅先生の話聞きながら、やはり縛りで守られていた状況から個人の判断、家庭の判断にという状況に流れが変わっていつに、個人の判断をしないということには必ずそこに教育が関わって来ないといけなと、私は思っています。そしてその教育が2点今後の課題になってくるのではないかと。まず1つは、ワクチンについての情報とか考え方、歴史的においてもとても大切で自分を守るためだという考え方、もう1つは学校現場では特に、この場面ではマスクを外す時ですよということを教えることも必要なのではないかと。マスクは外して良いよ、外しましょうというラインで強要し

ないというのはよく分かります。けれども教育の使命の中で、ここでは外すべきだよっていうことを明確にして教育していくことも必要になってきていると感じています。ワクチンの接種とマスクを外す場面、その両面を指導者たち、教育現場の先生たちが頭において子どもに接してくだされば良いという感じがします。

久山教育長 どちらも大事なことだと思うのですが、大事なことであると同時に難しいことでもあります。今まではマスクをしなさいと推奨していた状況の中で、まだ感染はこれからも続いていく可能性がある中で、どこまでの指導ができるのか大変難しいですが、そういうご意見も踏まえながら基準を作っていくかといけないと思います。

他にございませつか。

児島委員 保健の先生が教職員の指導と子どもたちへの指導、マスクについての勉強をするとか判断ができるような指導をしていく必要があるのかと思います。

剣持委員 子どもたちに伝えるのもそうですけれど、多分保護者側も考え方が分かれると思います。コロナ前の生活を思い出して、もう元に戻ることは無いのかなとも思います。難しい問題ですよ。多分給食もみんなで集まってワイワイ食べることもないですよ。

久山教育長 今のご意見を参考にさせていただき考えていこうと思います。

それでは次の話題ですがチラシを1枚配らせていただきました。幼稚園給食が始まるにあたって、やはり不安に思われている保護者の方もおられますし、楽しみにしている子どももいますので、試食会を2月21日と22日、3月1日に行う予定にしています。

それからもう1点、これはかなり深刻なことのご報告ですが、神在幼稚園が令和5年度は4歳・5歳の2名の予定でしたが、1名が転居されるため1名しか残らないことになり、その残った1人も違う幼稚園へ行くということになったため休園やむ無しという状況です。令和5年度に1桁の人数になる予定の幼稚園が池田・秦幼稚園です。小学校もかなり人数が少なくなっているところもあり、今後、小学校も含めて幼稚園をどうしていくのかを本格的に考えていかなければならない時期になっています。

児島委員 住んでいるところに子どもが少ないから少ないのですか。

久山教育長 そうです。それもあつし、やはり保育園に行っている率が高いです。

児島委員 95名の定員と言つたら相当大きいよね。そこが5名と言つたらいるかいなにか分からないような感じですね。

久山教育長 神在幼稚園は本当に休園になる可能性があります。職員の人事もあるので3月の中旬までには、はっきりさせる必要があると考えています。決まりましたら、改めてご報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

それでは次に、「総社市教育振興基本計画のパブリックコメントの結果について」事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 それでは報告事項(1)「総社市教育振興基本計画のパブリックコメントの結果について」ご報告させていただきます。どういった内容のものが提出されたかというご報告です。報告事項の冊子の1ページになります。パブリックコメントについては1月11

日から1月31日までの20日間、ホームページ等で公表しましてコメントを求めておりました。最終的にパブリックコメントとして寄せられたご意見が2名の方から9件ございました。ご意見の内容は1ページの中ほどから2ページに掛けて記載させていただいております。大きく内容を変更するようなものはございませんでしたが、来週22日(水)に第3回基本計画検討会議にお諮りしまして、回答内容含めて計画案の修正を含めたものをご提案させていただき、最終回になりますので結論をいただきたいと考えているところであります。それをもちまして、3月9日の教育委員会、もしくは3月中旬の2回目の教育委員会でご報告させていただき、策定、公表というスケジュールで進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

久山教育長 2名9件と言うのは外部からのパブリックコメントですか。

浅野教育総務課長 全て外部です。

久山教育長 内部の方からもいただいています。パブリックコメントしていただいたのですが、内部の方については内部の会のご意見ということで扱わせていただいています。いずれにしても全てご意見は何らかの形で反映をさせていただいております。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは次に、「幼稚園給食の準備状況について」事務局から説明願います。

林こども夢づくり課長 それでは資料の3～5ページをご覧ください。まず、幼稚園の入園希望ですけれども、ここには681名と書いてありますが、今現在少し増えておまして694名になっております。去年の5月1日が688名だったので、去年を既に上回るくらい来ている状況の中で給食希望者が660名くらいです。どうしてもまだ偏食があったりとかアレルギーとかで様子を見ている子がいるというのが主な原因でございます。説明会の実施状況なのですが、このように皆で協力しながらやっていますというのを書いておまして、今後の予定ですが、今度新しく4歳児・5歳児になる子で30名くらいアレルギーの子がいるということなので、面談をしないといけない子には面談をしていって、3歳児については給食が5月から開始になるので4月から動く予定にしております。そしてもう一つは、4月に入って給食センターえがおと一緒に給食搬入シミュレーション、実際に食缶を各園に配送する計画をしております。4ページにうつりまして、幼稚園施設の状況です。これは給食センターから配送車が入ってくる時とか、小規模園にしても何処から入れられるかということで各々が大規模と小中規模に分けて工事改修をしております。当然園児の安全には配慮しながらやっていき、2月末頃までには園の方の改修は終えようと思っております。5ページの給食センターえがおの改修も進んでおりますし、必要な備品も買って、今のところ順調に進んでいると思っておりますが、本当に油断することなく、しっかりチームワークをとって進めていきたいと思っております。その中で教育を止めることのないように進めていこうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

久山教育長 何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

(質疑なし)

久山教育長 これで報告事項は終了しました。

それでは、次回の教育委員会の日程についてですが、3月9日(木)午後4時から、中央公民館2階 特別会議室で開催いたしますので、ご参集願います。

3月の2回目の教育委員会の日程ですが、3月9日に改めて日程調整させていただきたいと思います。

次に、4月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** 4月の教育委員会について日程調整***

久山教育長 それでは、4月の教育委員会は、4月20日(木)午後2時から総合福祉センター2階 教養研修室で開催いたします。

それでは、最後になりましたが、承認第1号「校長の勤務評価について」の審議に入ります。本件については人事に関する案件であり非公開といたしますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、本件の審議は非公開といたします。関係者以外はご退席願います。

【非公開審議：関係職員以外退席】

久山教育長 これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

【閉会 午後5時00分】